



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## 緊急事態宣言延長に伴う豊島区の対応方針

令和3年5月7日、政府は、東京都に発令している緊急事態宣言を5月31日まで延長する旨を決定しました。

現在、1都3県では、感染力の強い変異株の割合も拡大傾向にあり、予断を許さない厳しい状況にあります。

東京都では、引き続き、人流を抑制し、不要不急の外出自粛や飲食店への営業時間短縮及び酒類の提供自粛、大規模商業施設の休業等を要請しています。

豊島区においても、コロナ収束の切り札となるワクチン接種は、着実に進めており、65歳以上の高齢者の方へは5月6日にクーポン券を一斉に送付しています。3層方式である「豊島方式」のメインとなる個別接種を5月19日から万全の体制で実施し、集団接種、巡回接種も続けて開始していきます。

区民の安全・安心を守っていくためのワクチン接種とともに、区民生活へ及ぼす影響を最小限に抑えながら、引き続き、下記のとおり、集中的な感染防止対策を講じてまいります。

### 記

- 1 区立施設等の運営については、原則として、休館及びサービスを休止する。ただし、区民の生活を支える基礎的サービスは、感染防止対策を講じたうえで継続する。
- 2 区主催のイベント等については、原則として中止する。
- 3 緊急事態宣言中における施設の休館やイベント中止による使用料、参加費等は利用者へ返還することとする。  
また、参加者から感染防止のためキャンセルの申し出があった場合は、原則返還し、キャンセル料等は徴収しないこととする。
- 4 宣言解除後の対応については、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。